

株式会社ホロスプランニング
第 27 期

貸借対照表
(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 1,133,693 | 流 動 負 債 | 618,945 |
| 現金及び預金 | 1,008,081 | 一年内返済予定長期借入金 | 19,992 |
| 売掛金 | 139 | リース債務 | 4,829 |
| 棚卸資産 | 491 | 未払金 | 317,351 |
| 立替金 | 22,530 | 未払費用 | 70,895 |
| 未収入金 | 9,295 | 未払法人税等 | 6,426 |
| 前払費用 | 31,498 | 未払消費税等 | 17,970 |
| 返金資産 | 48,944 | 預り金 | 78,613 |
| その他 | 12,712 | 賞与引当金 | 23,032 |
| 固 定 資 産 | 220,215 | 返金負債 | 79,722 |
| 有 形 固 定 資 産 | 48,592 | その他 | 111 |
| 建物附属設備 | 18,542 | 固 定 負 債 | 12,069 |
| 工具、器具及び備品 | 25,624 | 長期借入金 | 11,702 |
| リース資産 | 4,424 | リース債務 | 367 |
| 無 形 固 定 資 産 | 80,980 | 負 債 合 計 | 631,015 |
| 営業権 | 29,106 | (純資産の部) | |
| 商標権 | 286 | 株 主 資 本 | 722,894 |
| ソフトウェア | 51,587 | 資本金 | 315,450 |
| 投資その他の資産 | 90,643 | 資本剰余金 | 245,150 |
| 差入保証金 | 68,886 | 資本準備金 | 245,150 |
| 繰延税金資産 | 21,757 | 利 益 剰 余 金 | 162,294 |
| | | 繰越利益剰余金 | 162,294 |
| | | (うち当期純利益) | (30,261) |
| | | 純 資 産 合 計 | 722,894 |
| 資 産 合 計 | 1,353,909 | 負債・純資産合計 | 1,353,909 |

(注1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 第27期は、決算期変更により2025年8月1日から2025年12月31日までの5か月間となっております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を、令和6年8月1日以降に取得した取得価額が20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 …… 3年～15年
工具、器具及び備品 …… 3年～15年

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 3,352,582株

収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。